



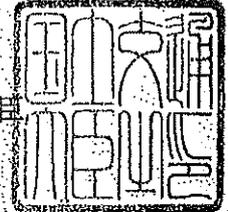
参考資料 4

国総情建第54号

平成23年7月5日

総務大臣 殿

国土交通大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

建設工事統計調査

主管部課	国土交通省 総合政策局 情報政策課建設統計室
事務担当者	建設統計係長 電話 (5253) 8111 (内28622) e-mail: shinoya-r2v6@mlit.go.jp

申請事項記載書

1 調査の名称
建設工事統計調査（建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）及び建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）

2 変更の内容

新	旧	変更理由
<p>4 報告を求めめる者 (2) 選定方法 (□全数 ■無作為抽出 ■有意抽出) ①施工調査 建設業許可業者を資本金階層別・層化業種別に分類し、次の条件に基づき、約11万業者を抽出。</p> <p>○大臣許可業者は全数抽出 ○知事許可業者は次の条件に基づき抽出 ・資本金又は出資金が3千万円以上の業者は全数抽出 ・舗装、板金、さく井工事業の許可を有する業者は全数抽出 ・上記以外の許可業者について、資本金階層別、層化業種別に分類し、各層ごとに抽出率を設定 (※) して抽出 (都道府県別に均等抽出)</p> <p>【※抽出率の設定方法】 全数抽出層以外の業者について、完成工事高の標準偏差に基づき、6つのグループに分類し、一番標準偏差が大きいグ</p>	<p>4 報告を求めめる者 (2) 選定方法 (□全数 ■無作為抽出 ■有意抽出) ①施工調査 建設業許可業者を資本金階層別・層化業種別に分類し、次の条件に基づき、約11万業者を抽出。</p> <p>○大臣許可業者は全数抽出 ○知事許可業者は次の条件に基づき抽出 ・資本金又は出資金が3千万円以上の業者は全数抽出 ・舗装、しゅんせつ、板金、さく井工事業の許可を有する業者は全数抽出 ・上記以外の許可業者について、資本金階層別、層化業種別に分類し、各層ごとに抽出率を設定 (※) して抽出 (都道府県別に均等抽出)</p> <p>【※抽出率の設定方法】 全数抽出層以外の業者について、完成工事高の標準偏差に基づき、6つのグループに分類し、一番標準偏差が大きいグ</p>	<p>・統計精度の向上を図る観点から、全数抽出業種及び都道府県別・抽出層別最低抽出率を見直すとともに、抽出率の設定のための抽出層ごとの標準偏差を更新</p>

グループは全数抽出とし、残りの5つのグループについては、グループ毎の平均標準偏差を指標としたネイマン配分により抽出率を設定

5 報告を求めめる事項となる期日又は期間

(1) 報告を求めめる事項

① 施工調査

・【削除】

・建設業の付加価値及び原価等

○ 経費

うち人件費

○ 販売費及び一般管理費

うち人件費

○ 材料費

○ 労務費

うち労務外注費

○ 外注費

○ 租税公課

○ 営業損益

○ 減価償却

グループは全数抽出とし、残りの5つのグループについては、グループ毎の平均標準偏差を指標としたネイマン配分により抽出率を設定

5 報告を求めめる事項となる期日又は期間

(1) 報告を求めめる事項

① 施工調査

・ 国内建設工事の年間受注高

○ 発注者別（元請・下請別、公共・民間別）

○ 共同企業体による受注高

（元請・下請別、公共・民間別）

・ 建設業の付加価値

○ 人件費

○ 労務費

○ 租税公課

○ 営業損益

○ 減価償却

・ 動態調査の年間受注高から推計が可能であるため、報告者の負担軽減を図る観点から調査事項を削除

・ 競争の激化による受注価格の低下等により、建設産業全体として厳しい状況に直面している現状を踏まえ、建設産業構造に内在する現状と課題を把握する観点から、調査事項の追加等を行う。

調査計画（変更後）

1 調査の名称

建設工事統計調査

2 調査の目的

建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

建設業法上の許可を受けた建設業者

4 報告を求める者

(1) 数

①建設工事施工統計調査票（以下「施工調査票」とする。）

約11万業者（母集団数 建設業許可業者：約50万業者）

②建設工事受注動態統計調査票甲（共通）（以下「動態調査票甲」とする。）

約12,000業者（母集団数 建設業許可業者：約50万業者）

③建設工事受注動態統計調査票乙（大手指定建設業者）（以下「動態調査票乙」とする。）

49業者（母集団数 建設業許可業者：約50万業者）

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

①施工調査票

建設業許可業者を資本金階層別・層化業種別に分類し、次の条件に基づき、約11万業者を抽出。

○大臣許可業者は全数抽出

○知事許可業者は次の条件に基づき抽出

・資本金又は出資金が3千万円以上の業者は全数抽出

・舗装、板金、さく井工事業の許可を有する業者は全数抽出

・上記以外の許可業者について、資本金階層別、層化業種別に分類し、各層ごとに抽出率を設定（※）して抽出（都道府県別に均等抽出）

【※抽出率の設定方法】

全数抽出層以外の業者について、完成工事高の標準偏差に基づき、6つのグループに分類し、一番標準偏差が大きいグループは全数抽出とし、残りの5つのグループについては、グループ毎の平均標準偏差を指標としたネイマン配分により抽出率を設定

② 動態調査票甲

建設業許可業者を母集団とし、建設工事施工統計調査の標本抽出を第1相とする層化2相抽出法により、約1万2千業者を抽出(国土交通大臣が指定した大手指定建設業者49社については有意抽出)。

第2相の標本抽出については、建設工事施工統計調査の結果を利用し、次の条件に基づき抽出

- 完成工事高が1億円未満の業者は抽出しない
- 完成工事高が50億円以上の業者は全数抽出
- 上記以外の業者については、完成工事高及び公共元請完成工事高に基づき完成工事高を指標としたネイマン配分により抽出率を設定(半数は都道府県別業者数に応じて抽出し、残りの半数はに都道府県別に均等抽出)

③ 動態調査票乙

国土交通大臣が指定した大手指定建設業者49社について有意抽出

(3) 報告義務者：建設業許可業者

5 報告をを求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告をを求める事項

① 施工調査票

- ・ 企業名及び所在地
- ・ 経営組織
- ・ 資本金又は出資金
- ・ 有形固定資産
- ・ 業態別工事種類
- ・ 就業者数
- ・ 国内建設工事の年間完成工事高
- ・ 兼業売上高
- ・ 建設業の付加価値額及び原価等
- ・ 都道府県別元請完成工事高(大臣許可業者及び資本金又は出資金の額が2,000万円以上の法人で都道府県知事の許可を受けたもの)

② 動態調査票甲

- ・企業名
- ・所在地
- ・許可番号
- ・経営組織
- ・資本金又は出資金
- ・国内建設工事の月間受注高
- ・公共機関からの受注工事（1件500万円以上の元請工事に限る）

イ 工事名

ロ 施工場所

ハ 発注機関

ニ 目的別工事分類

ホ 工事区分

ヘ 工事種類

ト 受注形式

チ 請負契約額

リ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体により受注した工事（以下「JV工事」という。）の持分額

ヌ 完成予定年月

- ・民間等からの受注工事（土木工事及び機械装置等工事については1件500万円以上、建築工事・建築設備工事については1件5億円以上の元請工事に限る）

イ 工事名

ロ 施工場所

ハ 発注者

ニ 工事種類

ホ 工事区分

ヘ 請負契約額

ト 完成予定年月

③ 動態調査票乙

- ・発注者別及び工事種類別の月間受注高
- ・施工場所別の月間受注高
- ・月間施工高及び月末の未消化工事高

(2) 基準となる期日又は期間

①施工調査票

決算期が3月31日である建設業者にあつては毎年3月31日、その他の建設業者にあつては毎年3月31日前の直近の決算期までの1年間（就業者数については、7月1日現在）

②動態調査票甲・乙

毎月1日から末日

6. 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査組織

①紙媒体 国土交通省 — 都道府県 — (統計調査員) — 報告者

②電子媒体 国土交通省 — 報告者

(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

・調査員調査

統計法(平成19年法律第53号)第14条の規定に基づき、都道府県知事が統計調査員を置いた場合、その統計調査員は都道府県知事から指定された営業所を担当し、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査票の配布、収集その他これらに付帯する事務を行う。

・郵送調査

都道府県から報告者へ調査票を郵送し、報告者において記入し、これを提出期限までに返送する。

・オンライン調査(大手指定建設業者以外の業者)

ホームページ上に電子調査票を用意し、報告者において記入し、提出期限までに送信する。

・オンライン調査(大手指定建設業者)

国土交通省から報告者あてに電子調査票を電子メールで送信し、報告者において記入し、送信。電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。

7. 報告を求めると期間

(1) 調査の周期

①施工調査票：1年

②動態調査票甲・乙：毎月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

①施工調査票

調査票発送時期：毎年6月30日まで

調査期日：毎年7月1日

提出期限：毎年7月31日

②動態調査票甲・乙

調査票発送時期：月の末日まで

調査期日：毎月末日

提出期限：動態調査票甲 翌月10日

動態調査票乙 翌月20日

8 集計事項

①施工調査票

- ・ 専業・兼業別、業種別、経営組織別、資本金階層別一企業数
- ・ 経営組織別、業種別一企業数、完成工事高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・ 専業・兼業別、経営組織別、業種別一企業数、完成工事高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・ 経営組織別、業種別、資本金階層別一企業数、完成工事高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高（建設業専業企業）
- ・ 経営組織別、業種別、完成工事高規模別一企業数、完成工事高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・ 業種別、従業者規模別一企業数、完成工事高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・ 経営組織別、企業所在都道府県別一企業数、完成工事高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・ 業種別、企業所在都道府県別一企業数、完成工事高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・ 経営組織別、資本金階層別、企業所在都道府県別一企業数、完成工事高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高（建設業専業企業）
- ・ 業種別、施工都道府県別一施工企業数、元請完成工事高

②動態調査票甲・乙

- ・ 業種別、経営組織別、資本金階層別、建設業者所在都道府県別一受注高
- ・ 業種別、受注高規模別一受注高

- ・発注機関別、目的別工事分類別、工事種類—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額（工事区分別）
- ・発注機関別、目的別工事分類別、工事規模別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額（工事区分別）
- ・発注機関別、目的別工事分類別、工事規模別—工事件数、請負契約額（工期別）
- ・経営組織・資本金階層別、目的別工事分類別、工事規模別—工事件数、請負契約額（発注機関別）
- ・発注機関別、目的別工事分類別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額（完成年度別）
- ・業種別、目的別工事分類別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額（工事区分別）
- ・目的別工事分類別、工事種類、工事規模別、工期別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額（工事区分別）
- ・発注機関別、目的別工事分類別、施工都道府県別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額（工事区分別）
- ・発注機関別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額（工事区分別）
- ・発注機関別、施工都道府県別—工事件数、請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額（工事規模別）
- ・業種別、施工都道府県別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額（工事区分別）
- ・業者所在都道府県別、資本金階層別—請負契約額（施工都道府県別）
- ・目的別工事分類別、工事種類、施工都道府県別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額（工事区分別）
- ・目的別工事種類別、施工都道府県別—工事件数、請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額（工事規模別）
- ・発注者別、工事種類別、工事規模別、工期別—工事件数、請負契約額（工事区分別）
- ・発注者別、工事種類別、工事規模別—工事件数、請負契約額（工事区分別、完成年度区分別）
- ・業種別、経営組織・資本金階層別、工事種類別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額（工事区分別）

- ・業者所在都道府県別、資本金階層別—請負契約額（施工都道府県別）
- ・発注者別、工事種類別、施工都道府県別—工事件数、請負契約額（工事区分別、完成年度区分別）
- ・業種別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額（工事区分別）
- ・業種別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額（発注者別）
- ・工事種類別、施工都道府県別—工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額（工事区分別）
- ・発注者別、工事種類別—受注高（乙に限る）
- ・工事種類別—施工高（月間）、未消化工事高（乙に限る）
- ・発注者別、工事種類別—大規模工事件数、受注高（乙に限る）
- ・施工都道府県別—受注高（乙に限る）

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

記者発表、インターネット（e-Stat）及び印刷物（月、年）による公表

(2) 公表の期日

①施工調査票

毎年度末

②動態調査票甲・乙

動態調査票甲：調査期日の翌々月の10日前後

動態調査票乙：調査期日の翌月の末日

10 使用する統計基準

表章に使用する業種については、建設業許可業種を基本とし、日本標準産業分類も参考にしつつ、可能な限り細分類又は小分類を採用して表章を行うこととする。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

- ・調査票及び集計結果（紙媒体）：2年
- ・調査票及び集計結果（電子媒体）：永年

(2) 保存責任者

国土交通大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

- ・国内建設工事の月間受注高
- ・請負契約額
- ・JV工事の持分額
- ・就業者数
- ・国内建設工事の年間完成工事高
- ・有形固定資産
- ・兼業売上高
- ・建設業の付加価値及び原価等

建設工事統計調査

秘

国土交通省 建設工事受注動態統計調査票甲 (共通)

様式第1号(第8条関係)

指定統計第84号
建設工事統計

平成 年 月 分

提出期日 平成 年 月 日

この調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。

※この欄は、記入しないでください。

都道府県番号	※	<input type="text"/>	<input type="text"/>	※	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
許可	(大臣)	(知事)	※	※	※	※	※
	1	2					
事業所番号							

【取扱注意】 この調査票は、機械で読み取りますので、汚したり、折ったり、丸めたりしないでください。

【記入上の注意】

1. 記入の際は、別にお配りした「記入の手引き」を参照してください。
2. 記入には、必ず黒鉛筆又はシャープペンを使用し、書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
3. 調査票は機械で読み取りますので、下記の標準字体を手本に記入してください。

標準字体 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

調査対象工事は、

- Ⅰ. 受注高は、国内で施工されるすべての建設工事
- Ⅱ. 公共機関からの受注工事は、1件500万円以上のすべての元請工事
- Ⅲ. 民間等からの受注工事は、以下の範囲のすべての元請工事
土木工事及び機械装置等工事は、1件500万円以上
建築工事・建築設備工事は、1件5億円以上

I. 企業等の概要 (受注高がない場合でも記入してください。)

1. 企業名						
2. 所在地 (都道府県名は省略できます。)	〒 -					
3. 許可番号	国土交通大臣 (-) 第		号		号	
	知事 (-) 第		号		号	
4. 経営組織 (該当する番号を記入してください。)	1 個人		2 会社・会社以外の法人		回答「2」の場合	
5. 資本金・出資金 (支社・支店等の場合も記入してください。)	千億		百億		十億 億 千万 百万	
	<input type="text"/>		<input type="text"/>		会社・会社以外の法人のみ記入してください。	



記入は黒鉛筆
又はシャープペンで

(連絡先)

作成者氏名
所属課名
電話番号
内線

Ⅱ. 受注高 (貴社で請け負った元請・下請工事の受注高を別々に記入してください。)

①消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。減額変更などで受注高がマイナスになった場合は、頭数字の左隣枠に「-」を付してください。②元請工事の受注高は公共機関・民間等の発注者別で記入し、共同請負工事(以下「JV工事」という)は持分額を計上してください。(単位:百万円)

発注者区分 工事種類	元請工事の受注高						下請工事の受注高			
	公共機関			民間等						
	千億	百億	十億 億	千万	百万	千億	百億	十億 億	千万	百万
土木工事	<input type="text"/>									
建築工事・建築設備工事	<input type="text"/>									
機械装置等工事	<input type="text"/>									

公共機関から受注した元請工事のうち、1件600万円以上の工事をすべて第2面のⅢ、に記入してください。

第2面へ

民間等から受注した元請工事のうち、1件500万円以上の土木工事及び機械装置等工事、1件5億円以上の建築工事・建築設備工事をすべて第2面のⅣ、に記入してください。

Ⅲ、 - 第1面 - Ⅳ、

Ⅲ. 公共機関からの受注工事（請負契約額が1件500万円以上の元請工事についてすべて記入してください。）

- ①「記入の手引き」を参考に、「2. 施工都道府県番号」「3. 発注機関」「4. 目的別工事分類」「5. 工事区分」「6. 工事種類」「7. 受注形式」欄は該当する番号を、それ以外は文字、数字を記入してください。
- ②請負契約額及び持分額は、消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。
- ③変更契約も含めて、請負契約額が1件500万円以上の工事が対象となります。減額変更の場合は、頭数字の左隣りに「-」を付してください。
- ④JV工事の場合は、「8. 請負契約額」欄は代表者のみ、「9. JV工事の場合の貴社の持分額」欄は代表者、代表者以外の構成員ともに記入してください。

JV工事の場合、「8. 請負契約額」欄は、代表者のみ記入
 「9. JV工事の場合の貴社の持分額」欄は、代表者、構成員ともに記入

1. 工事名 工事の内容が判断されるように記入してください。	2. 施工都道府県番号	3. 発注機関	4. 目的別工事分類	5. 工事区分	6. 工事種類	7. 受注形式	8. 請負契約額 JV工事の場合は全体の請負契約額 (単位：百万円)				9. JV工事の場合の貴社の持分額 (単位：百万円)				10. 完成予定年月	
							千	百	十	億	千	百	十	億	年	月
							億	千	百	万	千	百	十	万		

Ⅳ. 民間等からの受注工事（土木工事及び機械装置等工事は、1件500万円以上の元請工事について、
 建築工事・建築設備工事は、1件5億円以上の元請工事についてすべて記入してください。）

- ①「記入の手引き」を参考に、「2. 施工都道府県番号」「3. 発注者番号」「4. 工事種類」「5. 工事区分」欄は該当する番号を、それ以外は文字、数字を記入してください。
- ②請負契約額は、消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。変更契約も対象となり、減額変更の場合は、頭数字の左隣りに「-」を付してください。
- ③JV工事の場合は、その代表者のみ記入してください。その場合、「6. 請負契約額」欄はJV工事全体の請負契約額を記入してください。

1. 工事名 工事の内容が判断されるように記入してください。	2. 施工都道府県番号	3. 発注者番号	4. 工事種類	5. 工事区分	6. 請負契約額 JV工事の場合は全体の請負契約額 (単位：百万円)				7. 完成予定年月	
					千	百	十	億	年	月
					億	千	百	万		

ご協力ありがとうございました

